

第 231 回 奥出雲町農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和 6 年 1 月 23 日(火) 午前 9 時 00 分～ 午前 9 時 50 分

2. 場 所 横田庁舎 大会議室

3. 出席委員 (34名)

1番 恩田 洋一	2番 石原 隆幸	3番 藤原 寿成	5番 岩田 孝史
7番 永濱 孝之	8番 安部 治美	10番 高橋 正敏	11番 藤原 克己
12番 和久利 勝	13番 石原 敬士	15番 立石 覚	16番 大坂 茂
17番 安部 備造	18番 金倉 弘美	19番 藤井 卓	20番 八澤 幹夫
21番 森合 健一	22番 藤原 昭則	24番 佐藤 昌利	25番 石原 宏二
27番 若月 勝久	28番 藤原 修	29番 藤原 功	30番 山田 幸則
31番 白名 貴美子	32番 嵐谷 行徳	33番 新田 昭喜	35番 浅野 保男
36番 川西 雄二	38番 堀尾 敏久	39番 大塚 真人	40番 安部 秀男
42番 松島 昭夫	43番 原田 二郎		

4. 事務局又は説明者

農 業 委 員 会 事務局長補佐 福 田 貴 美 子

5. 欠席委員 (9名)

4番 藤原 康正	6番 古田川光彦	9番 石原 博	14番 和久利 健
23番 渡部 雅一	26番 賀元 亨	34番 ト藏 秀夫	37番 小池 俊彦
41番 梅木 達也			

6. 議事日程

日程第 1 号 議事録署名委員の指名

日程第 2 号 報告第 1 号 農地の合意解約に関する届出について

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 3 号 農用地利用集積計画の承認について (利用権設定・一括方式)

議案第 4 号 農用地利用集積計画の承認について (利用権の設定)

その他

7. 議事

発信者	議事要旨
議長	ただいまより、奥出雲町農業委員会第231回総会を開催いたします。議事に入ります前に、奥出雲町農業委員会会議規則第8条の定めにより、本日の出欠者の報告をいたします。本日の欠席者は11番 石原委員、12番 松原委員、27番 若月委員、28番 藤原委員、29番 藤原委員、30番 小池委員。出席者は18名中12名、過半数に達しており本日の総会は成立いたします。農地利用最適化推進委員は23番、26番、34番、37番、41番の5名が欠席となっています。 次に、奥出雲町農業委員会会議規則第25条第3号の定めにより議事録署名者の指名を行います。本日の議事録署名委員は、17番 安部委員、1番 恩田委員をお願いいたします。 本日上程いたします議題は日程のとおりであります。報告第 1 号からその他まで順次行います。 それでは議事に入ります。報告第1号、農地法第18条第6項の規定による届出について上程いたします。事務局説明して下さい。
事務局	報告第1号、農地法第18条第6項の規定により、下記の届出について受理したことをここに報告する。令和6年1月23日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在 □□□□、1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1, 559㎡。賃貸人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。賃借人氏名 △△△△、住所 ●●●●番。解約成立日、土地引渡時期、いずれも令和5年12月20日。解約の理由、双方の合意による。 以上です。
議長	事務局説明が終わりました。報告事項ですので質疑等はいりません。 次に議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を上程いたします。事務局説明をお願いします。
事務局	議案第1号、農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。令和6年1月23日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在 □□□□番、外1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積は591㎡他で930㎡。権利種別、3条有償移転。譲渡人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。経営面積はご覧のとおりです。申請事由は所有権の移転。譲受人氏名 △△△△、住所 ●●●●番。権利取得後の経営面積は22aです。対価につきましては総額◇◇◇◇円です。資料1に地図を載せておりますので、ご覧ください。 これらの案件につきましては、「周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、権利取得後において行う耕作など事業に必要な農作業に従事する」と見込まれます。従って、農地法第3条第2項の不許可要件各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしているものと考えます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	事務局説明が終わりました。続いて補足説明に入ります。番号1について15番立石委員、お願いいたします。

15番	議案第1号番号1につきまして15番立石が補足説明をさせていただきます。この農地は□□□□地区■■■■自治会にございます。○○○○さん、△△△△さんとも■■■■自治会の方でございます。隣り合った家でございまして、以前から、○○○○さんの農地を△△△△さんが借りて耕作をされていたという経過もございます。○○○○さんの親御さんが亡くなられ、相続登記が終わったということで、今回の所有権移転でございます。対価につきましては非常に高いというふうに言われておりますが、過去からの経緯の中で話し合いができていたということでございまして、若干高いという気がしますが、双方の合意が取れておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第1号番号1について承認することに決しました。 次に議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、を上程いたします。事務局説明をお願いします。
事務局	議案第2号、農地法第4条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。 令和6年1月23日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在 □□□□番、外1筆。地目は登記簿/畑または田、現況/車庫および物置、進入路。面積286㎡他で559㎡。申請人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。転用目的は車庫等。施設等、車庫等。転用理由は、居宅(母屋)との一体的用途で畑は車庫・物置の敷地等に、田は近道の進入路等で使用したい。追認です。顛末書を読みます。除地の関係につきましては、令和5年12月26日に公告されています。資料3に地図を載せておりますので、参考にご覧ください。 番号2、農地の所在 □□□□番、外2筆。地目は登記簿/田、現況/農機具倉庫。面積284㎡他で530㎡。申請人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。転用目的は倉庫等。施設等、農機具倉庫。転用理由は、農機具を格納する場所が不足しているため農機具備倉庫を新設したい。追認です。顛末書を読みます。除地につきましては、令和5年12月26日に公告されています。資料2に地図を載せておりますので、参考にご覧ください。 番号3、農地の所在 □□□□番、1筆。地目は登記簿/現況ともに畑。面積10㎡。申請人氏名 ○○○○。住所 ▲▲▲▲番。転用目的は墓地。施設等、墓地。転用理由は、現在の墓地は獣道を通る木立の山陰にあり管理が困難のため申請地に新設したい。除地については、令和5年12月26日付けで公告されています。資料4に地図を載せておりますので、参考にご覧ください。 番号1の□□□□番、番号2、番号3につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。許可条項は、農地法第4条第6項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない」場合に該当するものと考えます。 番号1の□□□□番につきましては、昭和51年から昭和61年度において、□□□□地区県

事務局	営ほ場整備事業が実施されていることから、第1種農地と判断しました。許可条項は、農地法施行規則第33条第1項第4号に規定する「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するものと考えます。奥出雲町土地改良区に許可申請に係る確認を行ったところ、周辺農地の道路・水路に影響が無く営農上の影響が少ないこと、工事完了公告後8年を経過していることなどの状況を判断して、転用は止むを得ないものと認めます」との意見でした。また、本日承認をいただきました場合、第1種農地ですので、2月の県の常設審議委員会に諮問することになります。そちらで承認後、転用許可となります。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	事務局説明が終わりました。続いて補足説明に入ります。番号1について15番立石委員、お願いいたします。
15番	議案第2号番号1につきまして15番立石が補足説明をさせていただきます。道路の拡張工事のため、代替地として母屋の移転をされています。ここは、□□□□地区の■■■■自治会にございまして、事務局説明では町道となっていました。以前は国道、現在の342号線のところでございました。それに伴う移転ということで、代替地を求めておりましたが、農地法の関係の処理をされていなかったということで、今回の顛末の状況でございます。反省もしておられますし、問題はないかと思しますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第2号番号1について承認することに決しました。 続いて番号2について、27番若月委員、補足説明をお願いします。
27番	議案第2号番号2につきまして27番若月が補足説明をさせていただきます。該当します農地は、□□□□地区の■■■■自治会に存在します。先程、顛末書にもありましたように、この〇〇〇〇さんの親御さんの代に、農機具倉庫等を建てておられるということで、40年は前のことになると思います。もちろんその時に農振法農地法の理解がなかったこと、また、〇〇〇〇さんも手続きがなされていなかったことを承知していなかったということです。現在、〇〇〇〇さんは経営面積の拡大等を図っていらっしゃるし、水田農業をされています。追認等なりましたが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第2号番号2について承認することに決しました。

議長	続いて番号3について、33番新田委員、補足説明をお願いします。
33番	議案第2号番号3につきまして33番新田が補足説明をさせていただきます。〇〇〇〇さんは□□□□自治会の方でございまして、墓の場所がちょっと山の中にありまして、進入路が非常に狭くぬかるんでいるということです。若干、自宅に近いところの畑に墓を移転したいということでございます。生産性の低いような畑でございますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第2号番号3について承認することに決しました。 次に議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について(一括方式)を上程いたします。事務局説明をお願いします。
事務局	議案第3号、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条の改訂により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。令和6年1月23日提出、奥出雲町農業委員会会長。 農地中間管理機構 公益財団法人 しまね農業振興公社)を介して行う(一括方式)農地利用集積について利用権の設定を受ける者ごとにご説明します。 番号1、農地の所在 □□□□番、外1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積699㎡他で計2,007㎡、内1,199㎡。利用権を設定する者の氏名 〇〇〇〇、住所 ▲▲▲▲番。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番。利用目的は田。期間は9年11か月、賃貸借です。 番号2、農地の所在 □□□□番、外7筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1,358㎡他で計9,582㎡です。利用権を設定する者の氏名 〇〇〇〇、住所 ▲▲▲▲番。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番。利用目的は田。期間は6年11か月、賃貸借です。 以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。
議長	事務局説明が終わりました。続いて補足説明に入ります。番号1について22番藤原委員、お願いいたします。
22番	議案第3号番号1につきまして22番藤原が補足説明をさせていただきます。当地につきましては、229回の総会で、△△△△への土地の移転を承認いただきました件に関する議案で、追加の土地でございます。□□□□番が「内500㎡」ということになっていますが、耕作地が山手にありまして、山側の分は耕作がなかなかしにくいということで、1筆のうち一部の耕作を△△△△で受け持つという状態です。現地は今までずっと耕作しておられたところなので、別段問題なく受け入れができると思っています。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長	補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第3号番号1について承認することに決しました。 続いて番号2について、36番川西委員、補足説明をお願いします。
36番	議案第3号番号2につきまして36番川西が補足説明をさせていただきます。〇〇〇〇氏から△△△△氏への耕作委託について、奥出雲町農業公社□□□□氏より、8筆について、公益社団法人しまね農業振興公社を介して農地利用の説明があり、また、△△△△氏の他の耕作圃場も、適切に管理されており、特段の問題もないと思われますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第3号番号2について承認することに決しました。 次に議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について(利用権貸借)を上程いたします。事務局説明をお願いします。
事務局	議案第4号、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条の改訂により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。令和6年1月23日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在 □□□□番、外4筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1,089㎡他で6,911㎡。内容は更新です。利用権を設定する者の氏名 〇〇〇〇、住所 ▲▲▲▲番。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番。利用権設定後の経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田。期間は1年、賃貸借です。 番号2、農地の所在 □□□□番、外3筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積2,088㎡他で7,418㎡。内容は更新です。利用権を設定する者の氏名 〇〇〇〇、住所 ▲▲▲▲番。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番。利用権設定後の経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田。期間は1年、賃貸借です。 番号3、農地の所在 □□□□番、外2筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1,469㎡他で2,702㎡。内容は更新です。利用権を設定する者の氏名 〇〇〇〇、住所 ▲▲▲▲番。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番。利用権設定後の経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田。期間は3年、賃貸借です。

事務局	番号4、農地の所在 □□□□番、外1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積587㎡他で 計 1, 107㎡。内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番。利用権設定後の経営面積は4, 013. 6㎡。利用目的は、田。期間は1年1か月、賃貸借です。 番号5、農地の所在 □□□□番、外1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積328㎡他で 1, 566㎡。内容は更新です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番。経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田。期間は2年11か月、賃貸借です。 番号6、農地の所在 □□□□番、外2筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1, 489㎡他で 3, 521㎡。内容は更新です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番。利用権設定後の経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田。期間は5年、賃貸借です。 番号7、農地の所在 □□□□番、1 筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積2, 794㎡。内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番。利用権設定後の経営面積は212. 34㎡です。利用目的は田。期間は7年、賃貸借です。 番号8、農地の所在 □□□□番、外1筆。地目は登記簿/現況ともに畑。面積3, 294㎡ 他で9, 374㎡。内容は更新です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番。利用権設定後の経営面積はご覧のとおりです。利用目的は畑。期間は4年4か月、賃貸借です。 番号9、農地の所在 □□□□番、1 筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1, 237㎡。内容は更新です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番。利用権設定後の経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田。期間は5年、賃貸借です。 番号10、農地の所在 □□□□番、1 筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積2, 569㎡。内容は更新です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番。利用権設定後の経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田。期間は1年、賃貸借です。 番号11、農地の所在 □□□□番、1 筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積2, 683㎡。内容は更新です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番。利用権設定後の経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田。期間は5年、賃貸借です。 番号12、農地の所在 □□□□番、外5筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1, 832㎡ 他で11, 021㎡。内容は更新です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番。利用権設定後の経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田。期間は5年、賃貸借です。 以上の案件につきましては、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である「農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合すること、農用地の全てを効率的に利用して耕作すること、農作業に常時従事すること」の要件を満たしているものと考えます。 以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	事務局説明が終わりました。続いて補足説明に入ります。番号1から番号2について20番八澤

議長	委員、お願いいたします。
20番	議案第4号番号1から番号2につきまして20番八澤が補足説明をさせていただきます。 番号1につきまして、場所は、□□□□自治会の■■■■■にありまして、△△△△さん、○○○○さん、ともに■■■■■の住人になります。○○○○さんは、住所はここになっていますが、家にはご家族さんだけいらっしゃいまして、町外におられます。△△△△さんは、再設定になりまして、例年ずっとやっておられまして、草刈り等も全部されていますので問題ないと思います。 番号2につきまして、○○○○さんの農地ですが、同じく□□□□自治会の■■■■■にありまして、こちらも再設定でございます。自分で乾燥機等を所有し、毎年ちゃんとやっておられますので、何ら問題ないと思います。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて番号1について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第4号番号1について承認することに決しました。 続いて番号2について、質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第4号番号2について承認することに決しました。 続いて番号3について、21番森合委員、補足説明をお願いします。
21番	議案第4号番号3につきまして21番森合が補足説明をさせていただきます。○○○○様から△△△△様への更新ということですが、前回も△△△△様が適切に管理しておられました。今回更新ということで、問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第4号番号3について承認することに決しました。 続いて番号4について、29番藤原委員、補足説明をお願いします。
29番	議案第4号番号4につきまして29番藤原が補足説明をさせていただきます。現場は□□□□地区■■■■■自治会と□□□□自治会とのちょうど境のところ。ここは今まで■■■■■が利用権の設定をしておられましたが、この圃場の隣に、△△△△さんが管理している圃場があり、

	△△△△さんが管理するほうが効率が良いのではないか、という話し合いができて、今回の申請になりました。新規ということではありますが、何ら問題ないと思われます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第4号番号4について承認することに決しました。 続いて番号5について、28番藤原委員、補足説明をお願いします。
28番	議案第4号番号5につきまして28番藤原が補足説明をさせていただきます。申請地は、□□□□の■■■■自治会にございまして、〇〇〇〇さん△△△△さんともに、■■■■自治会の方でございまして。再設定ということで、△△△△さんも適正に管理されておりますので、何ら問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて番号5について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第4号番号5について承認することに決しました。 続いて番号6について、31番白名委員、補足説明をお願いします。
31番	議案第4号番号6につきまして31番白名が補足説明をさせていただきます。□□□□が申請場所です。△△△△さんは熱心に農業をしておられます。再設定でもあり、問題はないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第4号番号6について承認することに決しました。 続いて番号7について、32番嵐谷委員、補足説明をお願いします。
32番	議案第4号番号7につきまして32番嵐谷が補足説明をさせていただきます。農地は、□□□□地区の■■■■自治会にございまして、ちょうど山の奥側の、左方面にございまして。〇〇〇〇さんは84歳ということで、ご高齢ということもありますし、△△△△さんが隣接した田圃を作ってお
32番	

	られることもありまして、今回の申請になりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて番号7について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第4号番号7について承認することに決しました。 続いて番号8について、36番川西委員、補足説明をお願いします。
36番	議案第4号番号8につきまして36番川西が補足説明をさせていただきます。〇〇〇〇氏から△△△△氏へ2筆の耕作委託更新について、更新前も適切に管理されており、特段の問題もないと思いますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて番号8について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第6号番号8について承認することに決しました。 続いて番号9について、35番浅野委員、補足説明をお願いします。
35番	議案第4号番号9につきまして35番浅野が補足説明をさせていただきます。場所は、□□□□自治会内で、■●■●に隣接する圃場です。この農地は、昨年も今回設定を受ける△△△△さんにより、稲の作付がなされています。周辺の圃場もしっかり管理されていますので、今後も利用権の設定により、継続した農業生産活動ができるものと見込まれます。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて番号9について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第6号番号9について承認することに決しました。 続いて番号10について、39番大塚委員、補足説明をお願いします。
39番	議案第4号番号10につきまして39番大塚が補足説明をさせていただきます。農地は、□□□□地区の■●■●地内にございます。昨年の12月に現地を確認させていただきました。今までどおり適切に管理されると思われますので、何ら問題ないと思います。更新になっております。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長	補足説明が終わりました。続いて番号10について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第6号番号10について承認することに決しました。 続いて番号11から番号12について、43番原田委員、補足説明をお願いします。
43番	議案第4号番号11から番号12につきまして43番原田が補足説明をさせていただきます。 番号11について、田圃の場所は□□□□地内でございます。受け手の△△△△さんは■■■■■にお住まいですが、熱心な農業者であり、何ら問題ないと思っています。 番号12について、場所は■■■■■奥でございまして、番号11の○○○○さんと番号12の○○○○さんは親子でございまして、同居しておられます。この△△△△さんも、自分の田圃の奥に○○○○さんの田圃がございまして、いままでずっと、山の中で、僻地でございますけれども、イノシシに遭いながら、頑張って営農しておられます。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて番号11について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第4号番号11について承認することに決しました。 続いて番号12について、質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第4号番号12について承認することに決しました。 事務局、その他について何かございますでしょうか。
事務局	配布物がございます。 ○能登半島地震義援金募集について(全国農業会議所より) ○相続登記の義務化について ○地域計画策定後の農地の貸し借りについて(しまね農業振興公社より) 以上です。
議長	しまね農業振興公社より永田さん、地域計画策定後の農地の貸し借りについて、説明をお願いしますか。

公社	(配布物について内容を説明)
事務局	ありがとうございました。本日上程いたしました議案は以上でございます。 次回の総会は2月22日(木)9時から、横田庁舎3階大会議室で開催します。 以上で本日の総会を終わります。